

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月15日
【会社名】	株式会社エニグモ
【英訳名】	Enigmo Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 最高経営責任者 須田 将啓
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目1番22号 NMF青山一丁目ビル 6階
【電話番号】	(03) 6894-3665 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレートオペレーション本部長 金田 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目1番22号 NMF青山一丁目ビル 6階
【電話番号】	(03) 6894-3665
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレートオペレーション本部長 金田 洋一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第12回新株予約権) その他の者に対する割当 2,160,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 136,890,000円 (第13回新株予約権) その他の者に対する割当 270,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 135,000,000円
	(注) 1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。 2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出事由】

当社は、2022年7月15日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2022年6月28日付で提出した有価証券届出書について、当該臨時報告書の訂正報告書を提出会社の参照書類に追加し、合わせてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示してあります。

第一部【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本有価証券届出書による第三者割当方式による第12回新株予約権及び第13回新株予約権の発行とともに、取締役会において、当社の従業員に対して第14回新株予約権の発行を行うこと、及び当社取締役に対して第15回新株予約権の発行を行うことを決議しております。

（訂正前）

第14回新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。

新株予約権の割当日	2022年7月14日
新株予約権の数（個）	2,021個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	202,100株
新株予約権の行使時発行総額（円）	未定
新株予約権の行使時の払込金額（円）	未定
新株予約権の行使期間	2024年6月29日から2032年6月27日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組み入れ額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	（注1）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者	当社従業員 14名

< 後略 >

（訂正後）

第14回新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。

新株予約権の割当日	2022年7月14日
新株予約権の数（個）	2,021個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	202,100株
新株予約権の行使時発行総額（円）	141,520,525円
新株予約権の行使時の払込金額（円）	506円
新株予約権の行使期間	2024年6月29日から2032年6月27日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組み入れ額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	（注1）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者	当社従業員 14名

< 後略 >

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日） 2022年4月28日に関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第1四半期（自 2022年2月1日 至 2022年4月30日） 2022年6月14日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年6月28日）までに、以下のとおり関東財務局長に提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2022年4月28日に、関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2022年6月28日に、関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2022年6月28日に、関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日） 2022年4月28日に関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第1四半期（自 2022年2月1日 至 2022年4月30日） 2022年6月14日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年7月15日）までに、以下のとおり関東財務局長に提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2022年4月28日に、関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2022年6月28日に、関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2022年6月28日に、関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3(2)の臨時報告書の訂正報告書）を2022年7月15日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及びに四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。

（訂正後）

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及びに四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。